

〔論 説〕

米国におけるM&A（合併・買収）の税務 — 課税取引による企業買収 —

鈴木 孝 一

はじめに

米国において、企業を取得する場合、売却会社又は売却会社の株主に課税される取引と課税されない取引がある。前者を課税取引による企業買収、後者を非課税の組織変更という。

非課税の組織変更は、内国歳入法第 368 条（Internal Revenue Code Section 368, 以下§368 のように略記する。）のいずれかに該当する取引であり、それ以外の企業の取得が、課税取引による企業買収となる。

非課税の組織変更においては、取得対価は取得会社又はその親会社の株式でなければならない^①。すなわち、取得会社は、取得会社の株式との交換に、売却会社の資産又は株式を取得する。売却会社またはその株主は、取引後においても、取得会社の株式を所有することによって、売却会社の資産又は株式を継続して支配する。この投資の継続性が、課税を繰延べる根拠となる。

これに対し、課税される企業買収においては、取得会社は、現金及び手形との交換に、売却会社の資産又は株式を取得する。売却会社又はその株主は、その所有する資産又は株式を換金することになるので、投資の継続性はない。従って、資産又は株式の売却取引として課税される。

企業の取得が非課税の組織変更になると、取得会社は、取得した資産又は株

式の税務基礎価額を、売却会社又はその株主から引き継いだ税務基礎価額とする。他方、課税取引による企業買収においては、取得した資産又は株式の税務基礎価額は時価になる。

非課税の組織変更における当事者の課税については、すでに別稿(鈴木[2003] 144-160 頁)で論じたので、本稿では、課税取引による企業買収における当事者の課税を取り扱う。

課税取引の企業買収の形態として、次の3つをとりあげる。

- (1) 売却会社の資産を取得した後、売却会社は清算する。
- (2) 売却会社の株式を取得し、取得会社は売却会社の資産の税務基礎価額を時価に引き上げるため、内国歳入法第 338 条(以下§338 という。)を選択する。
- (3) 売却会社の株式を取得し、取得会社は§338 を選択しない。

また、売却会社の株主は、個人株主を想定し、法人株主である場合の課税関係については、検討の対象外とする。

そこで、まず最初に、これら取得形態における当事者の課税関係を概観する。ついで、具体的な設例によって各取引形態の当事者の税負担を比較検討する。そして最後に、売却会社に欠損金がある場合の、§338 の選択の効果を設例で明らかにする。

なお、説明の便宜上、次の略記号を使用する。

P：取得会社

T：売却会社

TS：売却会社の個人株主

I. PはT資産を取得しTは清算する。

1. 取引形態

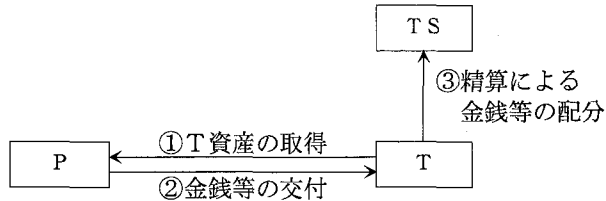


図1 資産取得でTは清算する。

- ① Pは、T資産を現金及び手形で購入する。
- ② Tは、譲渡対価として受け取った現金または手形、およびPに譲渡されなかった残留資産（retained property）を、完全清算によりT Sに分配して消滅する。
- ③ Tは、取引後に消滅する。

2. Tの課税

(1) T資産の譲渡

Tは、資産の譲渡について利得・損失を認識する（§§61 (a) (3), 1001 (c)）。

利得の金額と性格は、譲渡した個々の資産ごとに決定する。ただし、ある資産の譲渡からはキャピタルゲイン・ロスが発生し、他の資産の譲渡からは通常所得・損失が発生するからである。譲渡対価の各資産への配分は、Pの取得対価の配分で用いられるのと同じの残額法により行う（Block [2001] p. 282）⁽²⁾。

Tが、清算しないときは、Pから手形を受け取ると、割賦基準を適用して、期日に入金があった都度、利得を計上できる（Block [2001] p. 282 fn. 16）⁽³⁾。しかし、Tが清算するとき、割賦基準を適用した手形の分配が、手形の処分

に該当するので、それに伴って繰り延べた利得を認識しなければならない(Block [2001] p. 283 fn. 23)。

そのため、譲渡した資産に係る課税を繰延べても、清算分配の段階ですぐに課税されることになって、割賦基準を適用する意義はない。

(2) Tの清算分配

Tは、譲渡したT資産の対価及び残留資産をTSに分配すると、残留資産の税務基礎価額と時価の差額について、利得・損失を認識する (§336 (a))。TSに対する金銭の分配には課税されない。

3. TSの課税

TSは、Tからの分配につき、分配額とT株式の税務基礎価額の差額を利得・損失として認識する (§331 (a))。分配を受けた資産に、Tにおいて割賦基準の適用を受けていた手形が含まれる場合には、TSがPに直接T株式を売却したものとみなして、割賦基準を適用することが認められる (Income Tax Regulations Section 1.453-11 (a) (2) (i)), 以下§1.453のように略記する。)。ただし、Tが清算計画を採択してから12か月以内に清算分配する (§453 (h) (1) (A)) ことと⁽⁴⁾、T株式が確立した証券市場で売買されていない (§453 (k) (2) (A)) ことが要件である (Ginsburg & Levin [2004] pp. 3-26 ~ 3-27)。

4. Pの課税

PにおけるT資産の税務基礎価額は時価である (§1012)。

Pは、一括して支払ったT資産の購入対価を個々の資産に配分しなければならない。ただし、Pが取得した資産には償却可能な資産と償却不能な資産、処分したときにキャピタルゲイン・ロスとなるものと通常所得・損失となるもの等の区別があり、Pのその後における所得計算に影響を及ぼすからである。この配分は§1060に定める残額法を用いて行う (Block [2001] p. 284)。

残額法の下では、資産をクラスIからクラスVIIまでの7つの区分に分類し、

クラスⅠから順次クラスⅥまで、各資産の時価を限度に購入対価を配分し、残余の購入対価はクラスⅦの資産、すなわち営業権及び継続企業価値に配分する。したがって、購入対価がクラスⅠからクラスⅥまでの資産の時価合計を下回る場合には、営業権は生じない。営業権は、これらの時価合計を超える購入対価の超過額を意味する。

クラスⅠからクラスⅦまでの資産の区分は次の通りである（§1.1060-1 (c) (2), §1.338-6 (b)）。

クラスⅠ—現金及び一般預金（普通預金、当座預金）

クラスⅡ—確立した市場で売買される動産（actively traded personal property）
預金証書、外貨、米国政府証券及び上場株式

クラスⅢ—売掛金、モーゲッジ及びクレジット債権

クラスⅣ—売買目的の株式及び棚卸資産

クラスⅤ—他のクラスに含まれないその他の資産

クラスⅥ—営業権又は継続企業価値以外の§197無形資産

クラスⅦ—営業権及び継続企業価値

なお、クラスⅥの§197無形資産及びクラスⅤの営業権、継続企業価値は、定額法により、15年で償却する（§197(a)（鈴木[1995] pp. 87-92 参照のこと。））。

5. Tの税務上の属性

Tの税務上の属性とは、欠損金の繰越額等の税務に関する特性をいう。

Tの税務上の属性は、Tの清算により消滅する。しかし、Tに欠損金がある場合には、その欠損金は、資産の売却に係るキャピタルゲイン及び通常所得から控除できる（鈴木[1991] p. 44 参照）。

II. PはT株式を取得し§338を選択する。

1. 取引形態

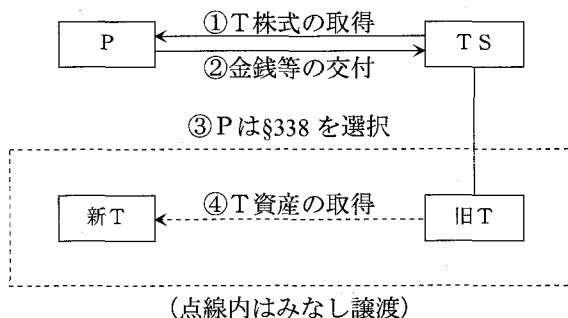


図2 株式取得でPは§338を選択する。

- ① Pは、T SからT株式の議決権総数及び価値の80%以上を12か月の取得期間内に、現金及び手形で購入する。
- ② Pは、購入したT株式の取得価額までT資産の税務基礎価額を引き上げるため、この取引について§338の選択をする。
- ③ 取引後に、T（新T）はPの子会社になる。

(1) §338を選択する要件

- ① Pは、法人である (§338 (d) (1))。
- ② Pは、T株式を、12か月の取得期間内に、Tの議決権総数及び価値のそれぞれの80%以上 (§1504 (a) ((2)) を購入する (§338 (d) (3), 以下、適格株式取得という。))。
- ③ Pは、取得日の翌月から9か月目の15日までに、§338の選択をする (§338 (g) (1))。

(2) §338を選択する効果

T株式の取得が適格株式取得に該当する場合に、Pが§338を選択すると、旧

Tの資産が取得日の時価で新Tに譲渡され、新Tはその資産を取得日の翌日に購入したものとみなされる (§338 (a))。Pは、新Tの資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることができる。

2. Tの課税

Pが§338を選択すると、旧Tは、新Tにみなし売却価額総計 (aggregate deemed sales price, 以下ADSPという。) でその資産を譲渡したものとみなされる。したがって、旧Tから新TへのT資産のみなし譲渡について、利得・損失を認識する。

ADSPは、(i) Pが直近に購入したT株式 (12か月の取得期間内に購入したT株式) のみなし譲渡により実現したそのグロスアップ価額と (ii) 旧Tの債務の合計額である (§1.338-4 (b) (1))。

PがT株式の100%を直近に購入したという単純な取引を想定すれば、ADSPは次の算式によって計算される (Scholes. et al [2004] p. 388)。

$$ADSP = P + L + T (ADSP - B)$$

P = T株式の購入価額

L = Tの債務 (Pが引き継いだ額)

T = 法人税率

B = T資産の修正税務基礎価額

T資産のみなし譲渡に係る利得・損失は個々の資産ごとに決定するので、旧TはADSPを個々の資産に配分しなければならない。配分の方法は上記Iの資産譲渡で述べた残額法である。

3. TSの課税

TSは、T株式の譲渡について利得・損失を認識する (§§61 (a) (3), 1001 (c))。

TSが、T株式との交換にPから所定の手形を受け取った場合には、割賦基準により利得を計上することができる (§453 (a), (b))。

4. Pの課税

1) T株式の税務基礎価額

PにおけるT株式の税務基礎価額は時価である (§1012)。

2) 新Tの資産の税務基礎価額

①新Tの資産の時価

新Tの資産に付すべき時価は、修正価額総額 (adjusted gross-up basis, 以下AGUBという。) である。

AGUBは、(i) Pが直近に購入したT株式 (12か月の取得期間内に取得した株式のこと。以下、取得期間内株式という。) のグロスアップ価額、(ii) Pが取得期間前に購入したT株式 (以下、取得期間前株式という。) の税務基礎価額、(iii) 新Tの債務の合計額である (§1.338-5 (b) (1))⁶⁾。

このAGUBは前述のADSPと一致することもあるが、常に一致するとは限らない。Pが取得期間前株式を所有している場合や、Tに偶発債務 (contingent liabilities) が存在する場合には、両者は乖離する (Burke[2003] p.225, pp.228-229)。

②AGUBの各資産への配分

§338を選択した場合、AGUBは新Tの各資産へ、資産取得に適用された§1060と同一の残額法を用いて配分する (§1.338-6 (b))。

5. Tの税務上の属性

新Tは、旧Tとは関係のない新会社として扱われるので、旧Tの繰越欠損金等の税務上の属性を引き継ぐことはできない。そのため、Tの税務上の属性は消滅するが、Tの欠損金はみなし譲渡益から控除できる。しかし、Pの欠損金をこのみなし譲渡益から控除することはできない (Scholes, et al. [2004] p.390)。

Ⅲ. PはT株式を取得し§338を選択しない。

1. 取引形態

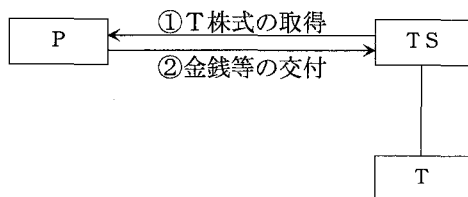


図3 株式取得でP §338 を選択しない。

- ① Pは、TSからT株式の議決権総数及び価値の80%以上を12か月の取得期間内に、現金及び手形で購入する。
- ② Pは、§338の選択をしない。
- ③取引後に、TはPの子会社になる。

2. Tの課税

Tは、取引の当事者ではなく、課税されない。Tの資産の税務基礎価額は従来のみである。

3. TSの課税

TSは、T株式の譲渡について利得・損失を認識する (§§61 (a) (3), 1001 (c))。

TSが、T株式との交換にPから所定の手形を受け取った場合には、割賦基準により利得を計上することができる (§453 (a), (b))。

4. Pの課税

PにおけるT株式の税務基礎価額は時価である (§1012)。

5. Tの税務上の属性

Tの税務上の属性は、そのまま存続するが、§382の適用により制限される(鈴木 [1991] p. 45 参照)。

なお、§382は、T株式の取得により、Tの所有割合に50%ポイント超の変更があった場合、変更事業年度後におけるTの繰越欠損金の使用を、取引直前のTの価値に長期免税利率を乗じた金額に制限する規定である。

IV. 設例による取引形態別の当事者の課税関係

- 設例 1
- ① Tが所有する資産の税務基礎価額 = \$ 100
過年度の減価償却費はゼロとする。
 - ② T Sが所有するT株式の税務基礎価額 = \$ 100
T株式の所有期間は1年超である。
 - ③ T Sは個人株主である。
 - ④ T資産の購入価額 = \$ 1,000
 - ⑤ Tの負債 = \$ 0
 - ⑥ T株式の購入価額 = \$ 685
 - ⑦ 法人税率 = 35% (最高税率)
 - ⑧ 個人のキャピタルゲイン税率 = 20% ⁽⁶⁾
 - ⑨ Tには欠損金がないものとする。

1. PはT資産を取得しTは清算する (Scholes, et al. [2004] pp. 386-387) ⁽⁷⁾。

(1) Tの課税

1) T資産の売却益に係る課税

T資産の売却価額	\$ 1,000
T資産の税務基礎価額	<u>100</u>

米国におけるM&A（合併・買収）の税務—課税取引による企業買収—

差引売却益（長期キャピタルゲイン）	900
税率	<u>× 35 %</u>
税額	<u>\$ 315</u>
Tの税引後手取額（\$ 1,000 - \$ 315）	\$ 685

2) Tの清算分配に係る課税

課税済みの手取額 \$ 685 を T S に分配しても T に課税されることはない。

(2) T S の課税

Tの清算分配金の受取額	\$ 685
T株式の税務基礎価額	<u>100</u>
T株式の売却益（キャピタルゲイン）	585
税率	<u>20 %</u>
税額	<u>\$ 117</u>
清算分配金の手取額（\$ 685 - \$ 117）	\$ 568

(3) Pの課税

T資産の税務基礎価額	\$ 1,000
------------	----------

2. PはT株式を取得し\$338を選択する (Scholes, et al [2004] pp. 388-390)。

(1) Tの課税（\$338を選択したことによる）

ADSP ※1	\$ 1,000
T資産の税務基礎価額	<u>100</u>
T資産のみなし譲渡益	900
法人税率	<u>35 %</u>
税額	<u>\$ 315</u>

(2) T S の課税

T株式の売却収入	\$ 685
T株式の税務基礎価額	<u>100</u>
T株式の売却益（キャピタルゲイン）	585

税率	20 %
税額	<u>\$ 117</u>
税引後の手取額 (\$ 685 - \$ 117)	\$ 568

(3) Pの課税

T株式の税務基礎価額	\$ 685
子会社Tが所有するT資産の税務基礎価額	1,000
子会社Tの純資産の税務基礎価額 ※2	685

※1 $ADSP = \$ 685 + \$ 0 + 35\% (ADSP - \$ 100)$

$ADSP = \$ 685 + 0.35 ADSP - \$ 35$

$0.65 ADSP = \$ 650$

$ADSP = \$ 1,000$

※2 Tの総資産 \$ 1,000 - \$ 338 選択による租税債務 \$ 315 = \$ 685

3. PはT株式を取得し\$338の選択をしない (Scholes, et al. [2004] p. 390)。

(1) Tの課税

Tは、T株式を売却する当事者ではないので課税されない。

(2) TSの課税

T株式の売却収入	\$ 685
T株式の税務基礎価額	<u>100</u>
T株式の売却益 (キャピタルゲイン)	585
税率	<u>20 %</u>
税額	<u>\$ 117</u>
税引後の手取額	\$ 568

(3) Pの課税

T株式の税務基礎価額	\$ 685
子会社Tが所有するT資産の税務基礎価額	100
子会社Tの純資産の税務基礎価額	100

4. 税負担の比較

	資産取得	株式取得	
		§338 選択	通常
(1) Tの税額	\$ 315	\$ 315	N/A
(2) TSの税額	117	117	\$ 117
(3) P株式の税務基礎価額	N/A	685	685
(4) T資産の税務基礎価額	1,000	1,000	100
(5) Tの純資産の税務基礎価額	N/A	685	100

N/A = 該当なし

資産取得と § 338 の選択を伴う株式取得の課税関係は同一になる。いずれも、Tの段階における課税が発生し、T資産の税務基礎価額は100から\$ 1,000に増額される。T資産のその後の減価償却は、この\$ 1,000を基礎にして行われるので、Tの税務基礎価額を引き継いで減価償却するより、減価償却費の金額は増加し、それだけ節税効果が得られる。

他方、§338の選択を伴わない通常の株式取得は、Tの段階における課税はないが、T資産の税務基礎価額を引き上げることもできない。したがって、T資産のその後の減価償却は\$ 100の税務基礎価額を基礎にして行われるので、減価償却費増額による節税効果はない。

T株式を取得して§338を選択するかどうかは、Tの課税とPにおける減価償却増加額の節税額を比較して行う。後者が前者を上回ったときに§338を選択すると有利になる。

仮に、T資産の耐用年数を10年とし、定額法（残存価額はゼロとする。）によって償却した場合、減価償却費の増加額から得られる節税効果は、現在価値への割引率を10%（複利年金現価率は6.144）とすれば、次の通り\$ 193.55となる（Scholes [2004] pp. 394-395）。

- ①年間の減価償却費増加額 $(\$ 1,000 - \$ 100) \div 10 \text{年} = \$ 90$
- ②上記の年間節税額 $\$ 90 \times 35 \% = \$ 31.5$

③10年間の節税額の現在価値合計 $\$ 31.5 \times 6.144 = \$ 193.55$

したがって、この場合には、T株式を取得して§338を選択すると、Tの課税額 $\$ 315$ がPにおけるT資産の減価償却費増加の節税額 $\$ 193.55$ を上回ることになり、不利になる。

V. Tに欠損金がある場合の§338の選択

通常は、Tにみなし譲渡益を相殺するに足る欠損金がないかぎり、§338を選択すると不利になる。そこで次に、Tに欠損金がある場合に§338を選択すると、TとPの課税がどうなるかを検討する（TSの課税は、§338の選択の有無で変ることはない。）。

設例2 設例1に次の条件を加える (Scholes, et al. [2004] pp. 450-452)。

①Tの欠損金 = $\$ 450$

なお、繰越できる期間は20年とする。

②長期免税利率 = 5%

③割引率 = 10%

④T資産の減価償却は定額法により行い、使用可能期間は10年である。

(1) Tの課税

	§338の選択	
	する	しない
ADSP ※1	$\$ 757.69$	
T資産の税務基礎価額	<u>100.00</u>	
T資産のみなし譲渡益	657.69	
欠損金	<u>450.00</u>	

差引売却益 \$ 207.69

(2) Pの課税

1) 欠損金の繰越

欠損金の繰越額		\$ 450.00
欠損金の年間控除可能額		
T株式の購入価額		\$ 685.00
長期免税利率	×	5%
欠損金の年間控除可能額		<u>\$ 34.25</u>
上記の節税額（\$ 34.25×35%）		\$ 11.99
年間節税額の現在価値合計 ※2		85.59

2) T資産のP税務基礎価額増加額

ADSP	\$ 757.69
T資産の税務基礎価額	<u>100.00</u>
差引減価償却費の増額	<u>\$ 657.69</u>
年間減価償却費増加額（\$ 657.69÷10）	\$ 65.77
同上の年間節税額（\$ 65.77×35%）	23.02
年間節税額の現在価値合計 ※3	141.44

(3) 節税額の純額

繰越欠損金の控除による節税額の現在価値合計		\$ 85.59
減価償却費増加額に係る節税額の現在価値合計	\$ 141.44	
みなし譲渡益に係る税負担（\$207.69×35%）	<u>72.69</u>	
差引節税額の純額	<u>\$ 68.75</u>	<u>\$ 85.59</u>

※1 $ADSP = \$ 685 + \$ 0 + 0.35 (ADSP - \$ 100 - \$ 450)$

※2 欠損金を控除できる期間は13.1年（\$ 450÷\$ 34.25）になる。13年目までは毎年\$ 11.99の節税額，その現在価値の合計額は\$ 85.16（\$ 11.99×複利年金現価率7.103）になる。また，14年

目の節税額は1.66（14目の欠損金控除額\$ 4.75×0.35）、その現在価値は\$ 0.43である。したがって、各年度の節税額の現在価値の合計額は\$ 85.59になる。

$$\begin{aligned} \text{※3 減価償却費増加額に係る節税額} & \$ 23.02 \times \text{複利年金現価率 } 6.144 \\ & = \$ 141.44 \end{aligned}$$

T株式を取得して§338を選択しない場合の節税額の純額\$ 85.59が、選択した場合の節税額の純額\$ 68.75を上回る。したがって、本設例においても、§338を選択しない方が有利となる。

しかし、その差額はわずかである。設例における次の仮定が変れば、計算結果も変る可能性がある。

- ①減価償却費増加額の計算に用いられる使用可能期間
- ②繰越欠損金を控除できる残存期間

T資産の使用可能期間が長くなれば、§338を選択する場合の減価償却費増加額に係る節税額の現在価値は減少する。また、繰越欠損金を控除できる残存期間が短くなれば、所得と相殺できない欠損金が発生して、§338を選択しない場合における繰越欠損金を控除することによる節税額の現在価値は減少する(Scholes, et al. [2004] p. 452)。長期免税利率が引き下げられる場合にも、所得から控除できる欠損金は減少するので同様のことがいえる。

おわりに

本稿では、課税取引による企業買収における当事者の課税関係を論述した。

まず課税取引による企業買収の形態を、(1)清算を伴う資産取得、(2)§338の選択を伴う株式取得、(3)通常の株式取得の3つ形態に区分して、それぞれの取引における当事者の課税を検討した。ついで、具体的な設例により、この3つの形態におけTの税負担額とPが享受することになる節税額を比較し、どの買収形態が有利であるかを明らかにした。さらに、Tに欠損金がある場合に

まで比較の範囲を拡大して、株式取得において§338を選択したときと、しなかったときの税負担の相違を示した。

課税取引による資産取得及び§338の選択を伴う株式取得においては、T資産の税務基礎価額を引き上げることができる。そのため、買収後における減価償却費は増加し、それによる節税メリットを享受できる。しかし、Tの段階とTSの段階の二段階で課税され、TSの段階でのみ課税される通常の株式取得（§338の選択を伴わない株式取得）と比較して、税負担が増加する。他方、通常の株式取得においては、PはTの資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることができないという不利がある。それでも、設例1で検討したように、一段階の課税で済む通常の株式取得の方が、二段階で課税される資産取得及び§338の選択を伴う株式取得より有利である。

そうすると、株式取得で§338を選択した方が有利となるのは、Tに欠損金があり、それを資産のみなし譲渡益から控除できる場合に限られる。しかし、設例2のように、Tの欠損金が資産のみなし譲渡益を控除するに十分な金額でないときは、依然として二段階で課税されることになって、必ずしもその選択が有利となるわけではない。取得する資産の種類と償却年数、Tの繰越欠損金の金額とその使用制限ないし繰越できる期間等を考慮して、§338を選択をするかどうかの判断をすることになる。

注

- (1) タイプA組織変更（合併）の場合には、株式であれば議決権株式であることを要しないが、タイプB組織変更（議決権株式と議決権株式の交換）及びタイプC組織変更（議決権株式と資産の実質的に全部との交換）の場合には、交付する株式は取得会社の議決権株式でなければならない。また、タイプA組織変更とタイプC組織変更の場合には、一定の限度まで株式以外の交換差金を交付することができる。しかし、タイプB組織変更では、交換差金の交付は認められない。
- (2) 譲渡資産の売却益のうち、所定の資産、すなわち1245条資産（減価償却の対象となる動

産及び無形資産等)や1250条資産(減価償却の対象となる不動産)、の過年度の減価償却費の一定額は取り戻されて(recapture)通常所得となる。

また、棚卸資産以外の事業用資産(1231条資産という。)の売却益については、純利得の場合はキャピタル・ゲイン、純損失の場合は通常損失になるという特別の取扱いがある(Scholes, et al [2004] p. 384, 及び Ginsburg & Levin [2004] p. 3-8 参照。また、伊藤 [2001] pp. 124-131 に、これらの取扱いに関する簡潔な説明がある)。

(3) Pから受け取った手形が次のいずれかに該当する場合には、割賦基準は適用できない(Ginsburg & Levin [2004] p. 2-31)。

① P以外の第三者が振り出した手形

② 要求払いの手形

③ 確立した証券市場で容易に売買できる手形

また、資産の売却が次のいずれかに該当する場合にも割賦基準は適用できない。

① 同様の動産を定期的に割賦の方法(installment plan)で売却している者による動産の売却、又は不動産業者が販売目的で所有する不動産の売却 (§453 (b) (2) (A), §453 (I))

② 棚卸資産 (§453 (b) (2) (B))

③ 確立した証券市場で売買されている株式又は証券、又は確立した市場で定期的に売買されているものとして、内国歳入法施行規則で規定された資産(株式又は証券を除く) (§453 (k) (2))

(4) Tが清算せずに存続するときは、TSの課税は生じない。しかし、Tは、資産を売却した後、Pから受け取った売却対価と売却しなかった一部の残留資産を所有するだけの営業実態のない会社になる。そのため、Tは、たいていの場合清算する(Block [2001] p. 283)。

(5) このうち、(i)の取得期間内株式のグロスアップ価額は、取得期間前株式を所有している場合には、次の算式で計算する (§1.338-5 (c))。

取得期間内株式の
税務基礎価額(取得費用を含まない) $\times \frac{100\% - \text{取得期間前株式の所有割合}}{\text{取得期間内株式の所有割合}} + \text{取得費用}$

また(ii)の取得期間前株式の税務基礎価額は、当初の購入価額のままであるが、利得認識の選択をすると (§338 (b) (3))、取得期間前株式を取得日に、次の算式で計算した価額で売却したものとみなされ、以後はその価額が税務基礎価額となる (§1.338-5 (d) (3))。したがって、取得期間前株式の1株当りの税務基礎価額は、取得期間内株式のそれと同一になる。

取得期間内株式の
税務基礎価額(取得費用を含まない) $\times \frac{\text{取得期間前株式の所有割合}}{100\% - \text{取得期間前株式の所有割合}} + \text{取得費用}$

さらに、(iii)の新Tの債務には、T資産のみなし譲渡に係る租税債務が含まれる (§1.338-5 (e) (1))。

- (6) 2006年改正税法で、個人株主に対するキャピタルゲインの税率は、20%から15%へ引き下げられている。しかし2009年以降は20%の税率に戻る。
- (7) 設例1と2の説明は、Scholes [2004] の記述に基づいているが、作表に際しては様式を変更し、計算過程については説明を追加した。

引用文献

- Cheryl D. Block [2001] : Corporate Taxation, Examples and Explanations, 2nd Edition, Aspen Law & Business
- Karen C. Burke [2003]: Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders, 5th Edition, West Group
- Martin D. Ginsburg and Jack S. Levin [2004]: Mergers, Acquisitions and Buyouts, June 2004 Edition, Aspen Publishers
- Myron S. Scholes, Mark A. Walfson, Merle Erickson, Edward L. Maydew and Terry Shevlin [2004]: Taxes and Business Strategy, A Planning Approach, 3rd Edition, Pearson Prentice Hall
- 伊藤公哉 [2001] : 『アメリカ連邦税法』 中央経済社
- 鈴木孝一 [1991] : 「米国の企業買収における税務上の繰越欠損金の使用制限」『経営総合科学』 (愛知大学経営総合科学研究所) 第56号 pp. 31-51.
- 鈴木孝一 [1995] : 「米国の企業買収における無形資産の税務」 JICPA ジャーナル Vol. 7 No. 2 pp. 87-92.
- 鈴木孝一 [2003] : 「アメリカにおけるM&A（合併・買収）の税務—非課税の取得組織変更」 河合秀敏・盛田良久編著『21世紀の会計と監査』 同文館 pp. 144-160.